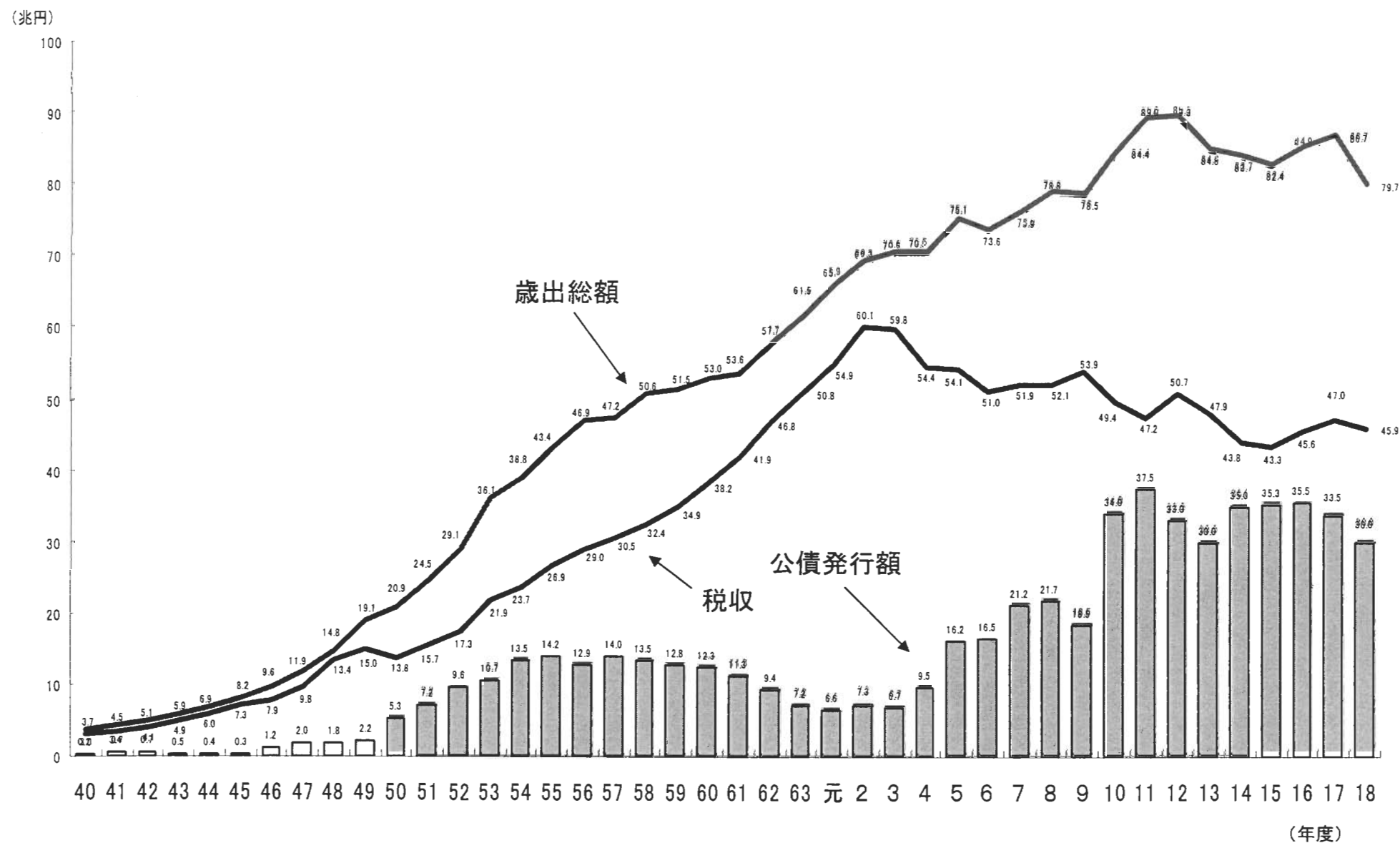


平 18.4.11
總 42 — 4
基礎小 51—4

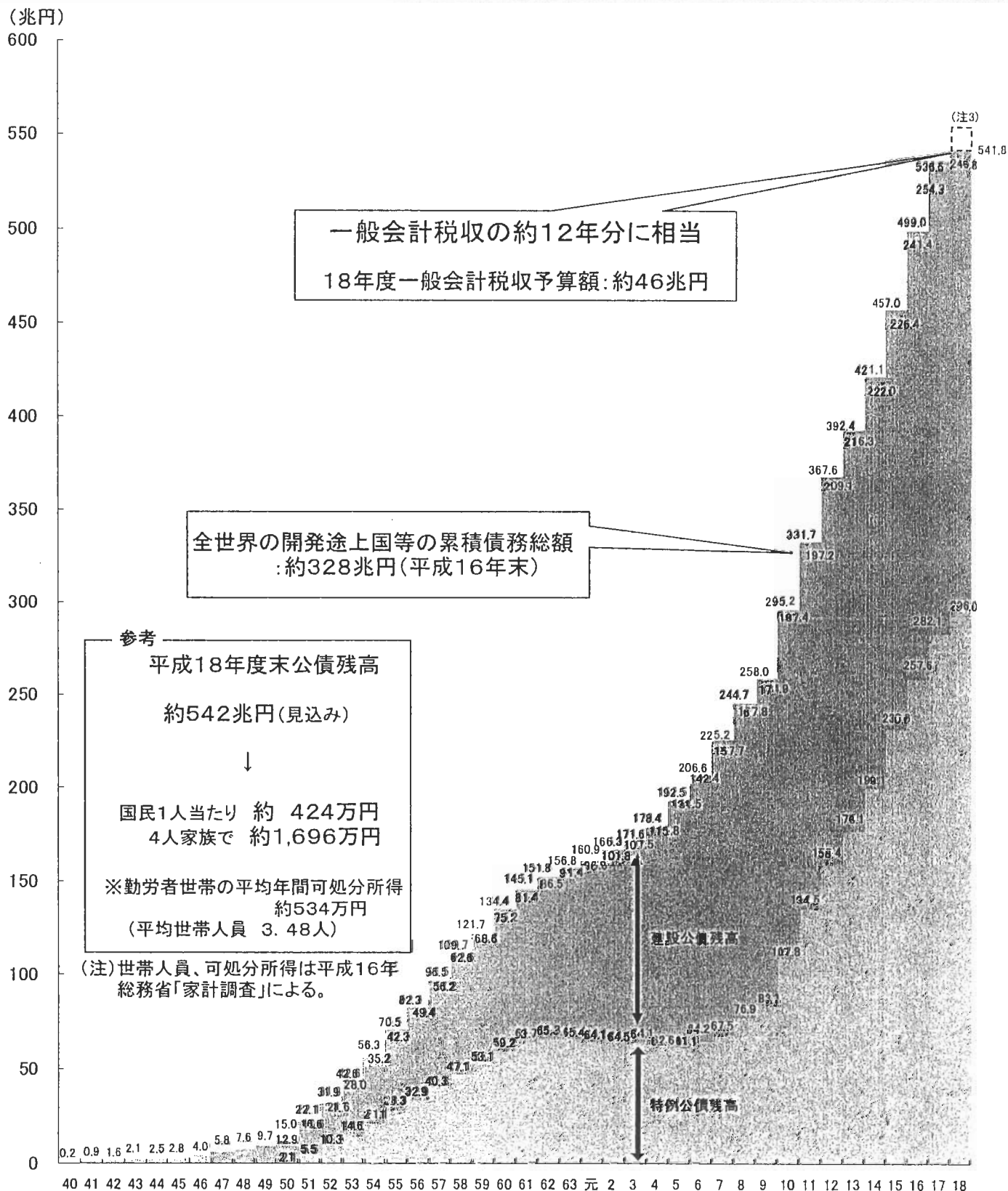
参 考 資 料

一般会計における歳入歳出の推移



(注) 平成16年度までは決算、17年度は補正後、18年度は当初予算による。

公債残高の累増

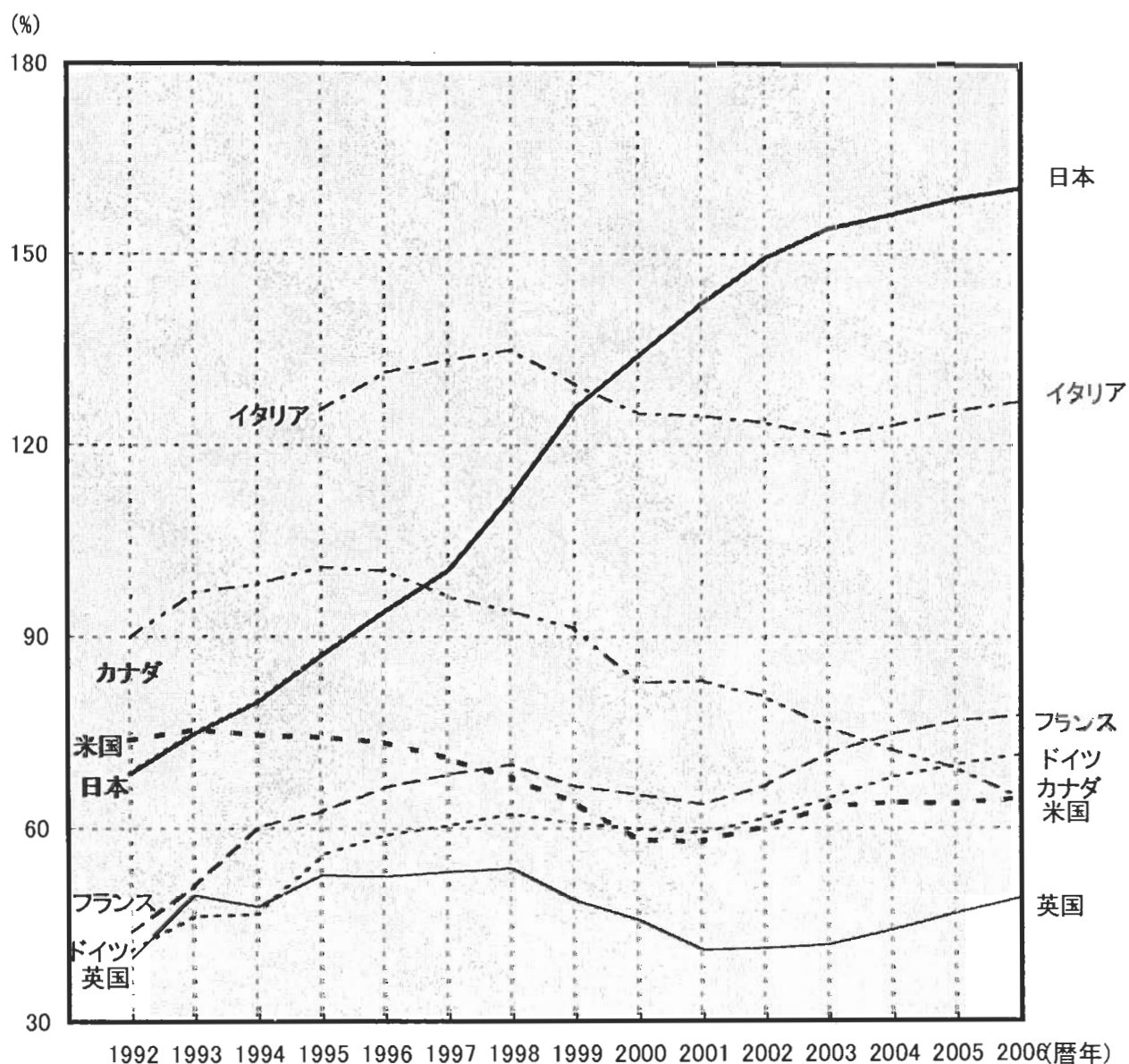


- (注) 1. 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、17、18年度は見込み。
2. 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債を含む。
3. 平成18年度見込みの残高は、財政融資資金特別会計の剰余金による買入消却(12兆円)を見込んだ額。
4. 17、18年度の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額はそれぞれ、506兆円程度、517兆円程度。

債務残高の国際比較（対GDP比）

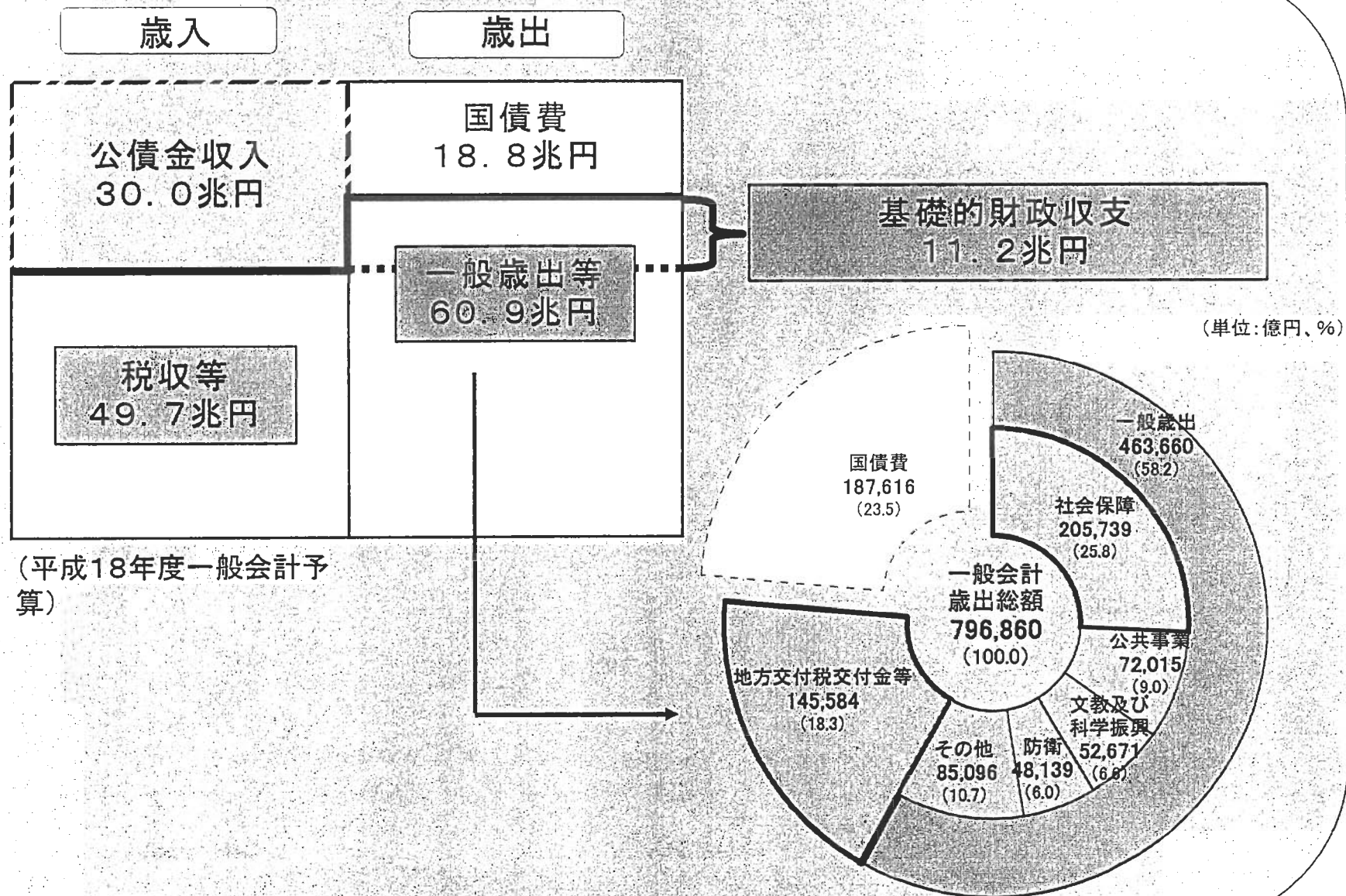
(GDP比、%)															
(暦年)	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
日 本	68.6	74.7	79.7	87.0	93.8	100.3	112.1	125.7	134.0	142.3	149.4	154.0	156.3	158.9	160.5
米 国	73.7	75.4	74.6	74.2	73.4	70.9	67.7	64.1	58.1	58.0	60.3	63.4	64.0	63.8	64.6
英 国	39.8	49.6	47.8	52.7	52.5	53.2	53.7	48.7	45.7	41.1	41.3	41.9	44.2	46.8	49.1
ド イ ツ	41.0	46.3	46.7	55.8	58.9	60.4	62.2	60.8	59.9	59.3	61.6	64.6	67.9	69.9	71.4
フランス	43.9	51.0	60.2	62.6	66.3	68.4	69.9	66.5	65.2	63.8	66.6	71.7	74.7	76.7	77.5
イタリア	-	-	-	125.5	131.3	133.3	135.0	129.5	124.9	124.5	123.5	121.4	123.0	125.4	126.8
カナダ	89.9	96.9	98.2	100.8	100.3	96.2	93.9	91.2	82.7	82.9	80.5	75.7	72.2	69.3	64.6

※ 出典：OECD／エコノミック・アウトルック〔78号（2005年12月）〕。計数はSNAベース、一般政府。



(注) 本資料はエコノミック・アウトルック78号による2005年12月時点のデータを用いており、本年度予算編成の内容を反映しているものではない。

平成18年度予算における国の基礎的財政収支について



閣議決定文等(歳出・歳入一体改革関連)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005 (抄)

(平成 17 年 6 月 21 日 閣議決定)

第 3 章 新しい躍動の時代を実現するための取組—少子高齢化とグローバル化を乗り切る—

1. 財政構造改革の強力な推進—歳出・歳入一体改革—

2010 年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支(2005 年度、対 GDP 比 4 % 程度の赤字)の黒字化を目指す。

このため、国と地方が歩調を合わせて歳出・歳入一体改革を進め、基礎的財政収支改善に向けた中期的取組について、重点強化期間内にその結論を得る。その際、以下の 3 原則に則って改革を進める。

i. 「小さくて効率的な政府」原則：“歳出削減なくして増税なし”の考え方の下、歳出削減、行政改革を徹底し、必要となる税負担増を極力小さくする。

ii. 活力原則：経済活力と財政健全化の両立を図る。

iii. 透明性原則：改革の選択肢や将来の見通し等を国民に提示しながら検討する。

おおむね今後 1 年以内を目途に、政府の支出規模の目安や主な歳出分野についての国・地方を通じた中期的目標の在り方、さらには、歳入面の在り方を一体的に検討し、経済財政諮問会議における議論等を通じて、改革の方向についての選択肢及び改革工程を明らかにする。

また、経済活力と財政健全化を両立させるため、歳出・歳入一体改革の経済に与える影響を十分に検討する。負担増を求める際には、経済社会に与える影響を勘案した負担の在り方を検討する。

第 4 章 当面の経済財政運営と平成 18 年度予算の在り方

2. 民需主導の経済成長を確実なものにするために—活性化のための政策転換—

(3) 税制改革

・税制改革については、持続的な経済社会の活性化のため、「基本方針 2004」やこれまでの与党税制改正大綱を踏まえ、包括的かつ抜本的な検討を引き続き進め、重点強化期間内(注：平成 18 年度内)を目途に結論を得る。(略)

構造改革と経済財政の中期展望－2005 年度改定（抄）

（平成 18 年 1 月 20 日閣議決定）

3. 中期的な経済財政運営の基本方針

（3）財政の健全化

政府としては、財政の健全化に向けて、引き続き政府の大きさを抑制するとともに、まずは、2010 年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。

このため、2007 年度（平成 19 年度）以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うと同時に、民需主導の持続的成長を実現することが必要である。

具体的取組については、世代間の公平性など中長期にわたる検討課題も踏まえつつ、これまでの改革の成果の上に立って、政府の支出規模の目安や主な歳出分野についての国・地方を通じた中期的目標の在り方、さらには、歳入面の在り方を一体的に検討し、2006 年（平成 18 年）の年央を目途に、「歳出・歳入一体改革」の選択肢及び改革工程を明らかにする。

その際、「基本方針 2005」に基づき、引き続き、以下の 3 原則に則って検討を進める。

i. 「小さくて効率的な政府」原則：“歳出削減なくして増税なし”の考え方の下、「4. 構造改革への更なる取組」で述べる政府資産・債務改革、公務員の総人件費改革などの各項目を含め、各般にわたる歳出削減、行政改革を徹底し、必要となる税負担増を極力小さくする。

ii. 活力原則：経済活力と財政健全化の両立を図る。

iii. 透明性原則：改革の選択肢や将来の見通し等を国民に提示しながら検討する。

また、経済活力と財政健全化を両立させるため、「歳出・歳入一体改革」の経済に与える影響を十分に検討する。負担増を求める際には、経済社会に与える影響を勘案した負担の在り方を検討する。

こうした取組を通じて、2006 年度（平成 18 年度）中に「歳出・歳入一体改革」についての結論を得る。

4. 構造改革への更なる取組

（2）その他の取組

（包括的かつ抜本的な税制改革）

「基本方針 2005」やこれまでの与党税制改正大綱を踏まえ、包括的かつ抜本的な検討を引き続き進め、重点強化期間内を目途に結論を得る。

第 164 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説（抄）（18 年 1 月 20 日）

本年六月を目途に、歳出・歳入を一体とした財政構造改革の方向についての選択肢及び工程を明らかにし、改革路線を揺るぎないものといいたします。

第 164 回国会における谷垣財務大臣の財政演説（抄）（18 年 1 月 20 日）

「歳出・歳入一体改革」においては、債務残高対 GDP 比の引下げ等、様々な論点について議論を行う必要があると考えております。また、「歳出・歳入一体改革」は、単なる財政の収支合わせにとどまるものではありません。我が国の将来の国の在り方につながる課題であると考えております。「高福祉・高負担」の国もありますし、「低福祉・低負担」の国もあります。現在の日本は、現世代が負担に比べて大きな便益を受け、その差を、日々刻々、将来世代に先送りしているという意味において、「中福祉・低負担」とも言うべき状態にあるのではないのでしょうか。今後少子高齢化が進む中、現世代の責務として、将来に向けてどのように持続可能な制度を確立するかを考えていかなければなりません。国民にできるだけ具体的な選択肢を示した上で、国民的な議論を積み重ねることが不可欠であると考えております。

第 164 回国会における与謝野経済財政政策担当大臣の経済演説（抄）（18 年 1 月 20 日）

こうした観点から、歳出・歳入一体改革についての選択肢及び改革工程を本年六月を目途にお示しするべく経済財政諮問会議の場で精力的に議論を行ってまいります。

（略）

第一に、長期的な経済シナリオや経済社会環境を反映した政府の支出規模の目安、主な歳出分野についての具体的な目標を盛り込んでいくことが重要と考えます。

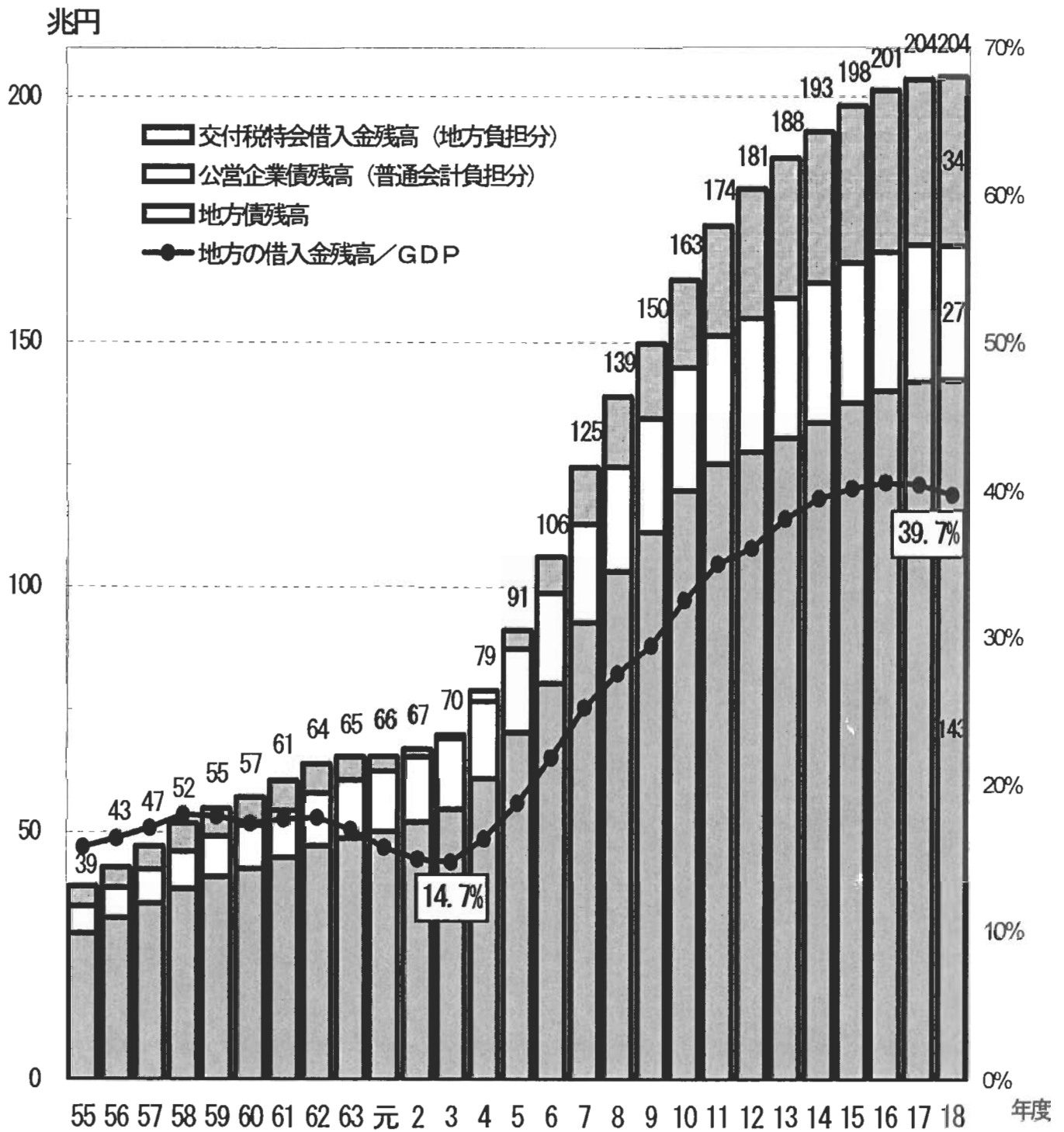
第二に、社会保障や地方交付税など大きな義務的歳出項目について、中期的な改革の方向性をお示しいたします。（略）

第三に、包括的かつ抜本的な税制改革のあり方について議論いたします。持続的な経済社会の活性化を目指して徹底した議論を行い、必要な負担増を求める際には国民の十分な理解を前提としたものとする必要があります。

第四に、歳出・歳入一体改革の一環として、引き続き公務員総人件費削減、政策金融改革、政府資産・債務改革、特別会計改革、市場化テストによる官業の民間開放など政府自身の効率化・歳出削減につながる改革には手をゆるめることなく取り組んでまいります。（略）

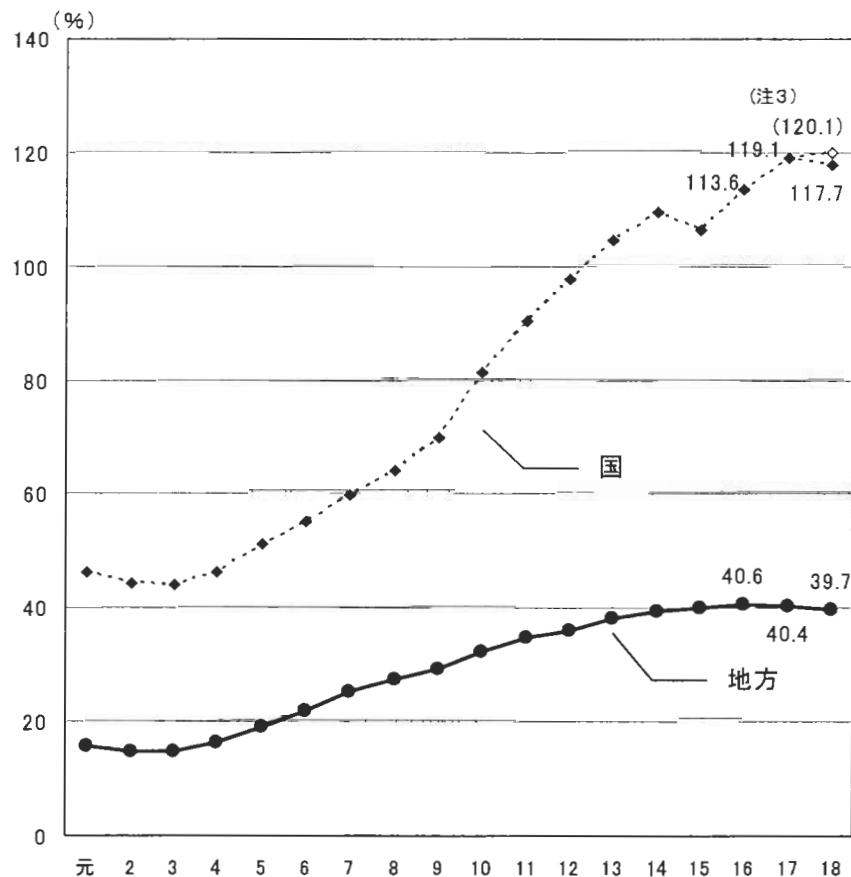
こうした議論を通じて、日本が将来目指すべき「国のカタチ」についての選択肢を国民にわかりやすく示す必要があります。国民の幅広い議論を喚起した上で、十八年度中に歳出・歳入一体改革についての結論を得ます。

地方財政の借入金残高の状況



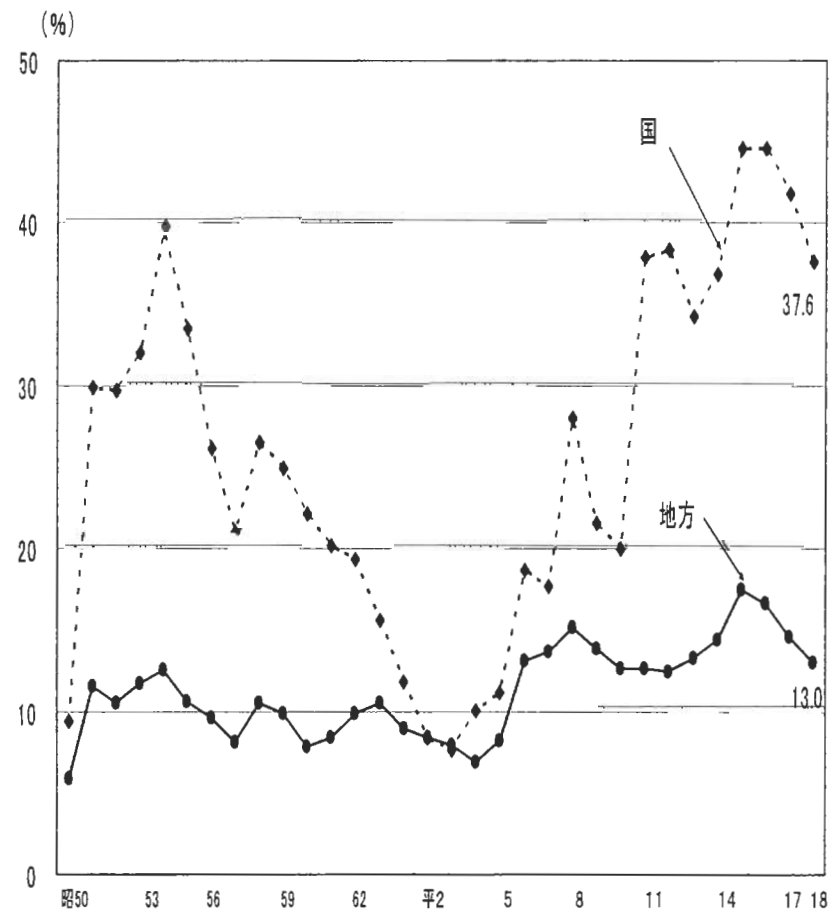
国と地方の長期債務残高の推移等

長期債務残高の対GDP比



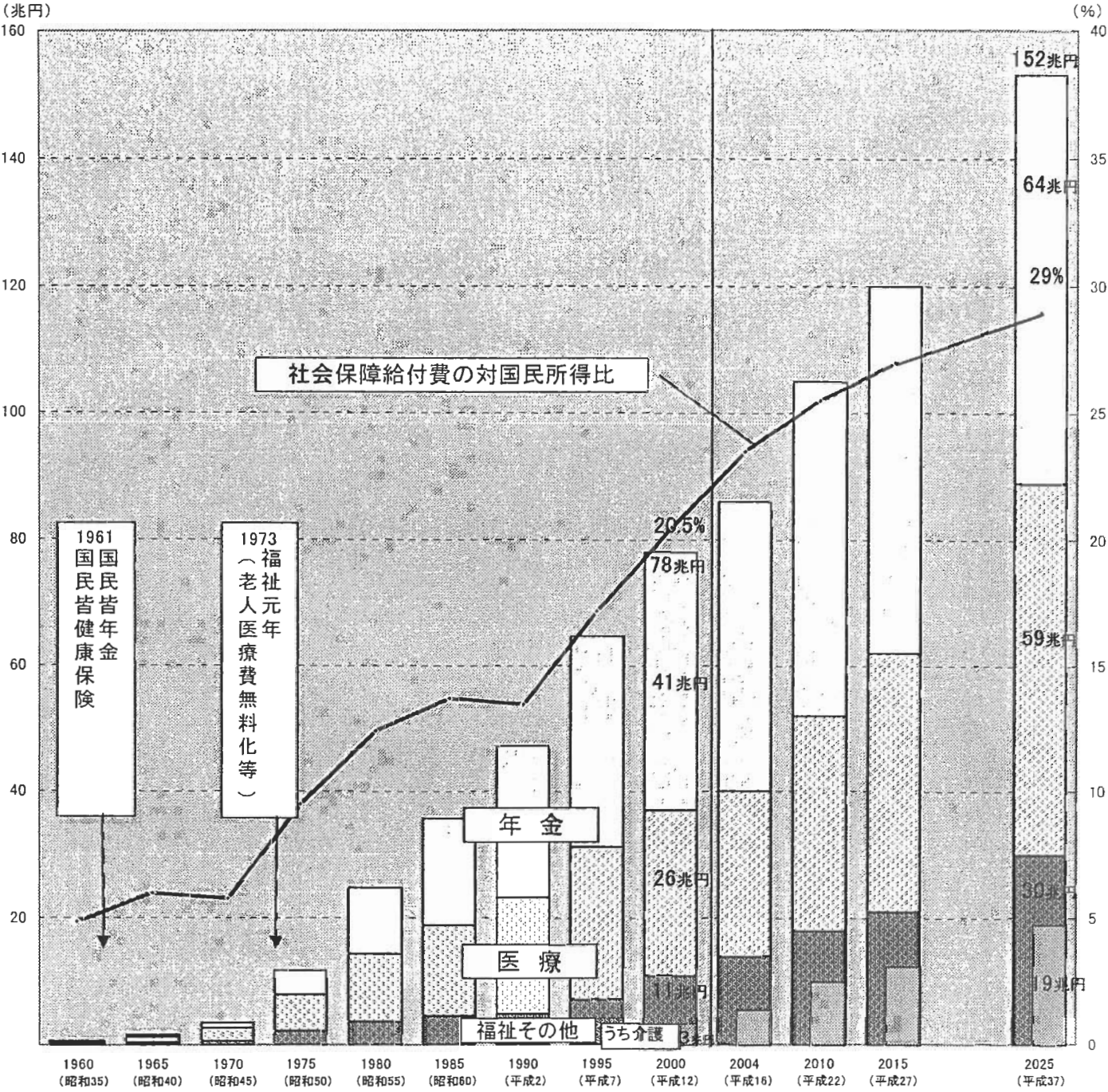
- (注) 1. 平成16年度までは決算額、17年度は補正後予算額、18年度は予算額である。
 2. GDPは、17年度は実績見込み、18年度は政府見通し。
 3. 平成18年度末見込みの残高は、財政融資資金特別会計の剰余金による買入消却(12兆円)を見込んだ額。なお、カッコ内は仮に買入消却を行わなかった場合の計数。

公債依存度の推移



- (注) 計数は、国は当初予算、地方は地方財政計画。

社会保障の給付と負担



	1970	1980	1990	2000	2004	2015	2025
社会保障給付費(A)	4兆円	25兆円	47兆円	78兆円	86兆円	121兆円	152兆円
国民所得(B)	61兆円	200兆円	351兆円	380兆円	366兆円	448兆円	525兆円
国民所得比(A/B)	5.8%	12.4%	13.5%	20.5%	23 1/2%	27%	29%

社会保障に係る負担	8.0%	14.9%	15.9%	21.1%	21 1/2%	26 1/2%	29 1/2%
保険料負担	5.3%	9.3%	11.3%	14.4%	14%	17%	18%
公費負担	2.7%	5.5%	4.6%	6.6%	7%	9 1/2%	11 1/2%

(注) 1. 社会保障給付費とは、公的な社会保障制度の給付総額を示すものである。
2. 2000年度以前は実績であり、2004年度以降は「社会保障の給付と負担の見通し」(平成16年5月 厚生労働省)による。
3. 仮に、国及び地方の租税負担と財政赤字のうち社会保障以外の支出に係るものの対国民所得比の近年の水準(約26 1/2%)に、本推計の2025年度における社会保障に係る負担の対国民所得比(29 1/2%)を単純に合計すると、約56%程度となる。